

太平洋広域漁業調整委員会指示第●号の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和●年●月●日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第●号(以下「委員会指示」という。)の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の4に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の4に定める事項を報告フォームに入力・添付し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の4に定める事項を入力・添付し報告する。

(3) 電子メールによる送信

委員会指示の4に定める事項を入力・添付(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo★maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の4(1)イに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、以下から選択して記載することとする。

【秤、目測、尾さ長による換算、その他(具体的に記載)】

- (2) 委員会指示の4(1)ウに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾さ長はセンチメートル単位で記入すること。また、添付するくろまぐろの写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を撮影するものとする。
- (3) 委員会指示の4(1)エに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした場所は、都道府県名および場所名(港の名前等)を記載するものとする。
- (4) 委員会指示の4(1)オに定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。
- (5) 委員会指示の4(2)に定める氏名及び住所を証する書類の写しは、当該書類を撮影した写真でも良い。

3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

太平洋広域漁業調整委員会指示第〇号4の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号			
【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】 船舶の船名、船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号			
陸揚げした日	尾数（うちリリースした尾数）	重量（うちリリースした重量）(kg)	採捕した 海域
年 月 日	() 尾	() kg	
陸揚げした場所（※1）	尾さ長（うちリリースした尾さ長）(cm)（※2）	計量方法（※3）	
	() cm		

※1 陸揚げした場所は、都道府県名および場所名（港の名前等）を記載

※2 ふん端から尾さまでの長さをいう。

※3 計量方法は以下から選択

【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】

添付資料のチェック欄（□に✓を入れる。）

① 採捕した者の運転免許証の写し又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □

② くろまぐろにメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

(別図)

